

学校法人 湊川相野学園 公益通報等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人湊川相野学園(以下「本法人」という。)の業務に関し、次の各号の法令等に違反する行為又はその恐れがある行為(以下「法令違反等の行為」という。)が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって本法人の健全な発展に資することを目的とする。

- (1) 公益通報保護法その他関係法令
- (2) 研究活動及び研究費の使用
- (3) 本法人諸規程

(公益通報窓口)

第2条 本法人は、法令違反等の行為に関する通報及び相談(以下「公益通報等」という。)に応じるため、法人本部総務部(以下「担当部」という。)に公益法人等窓口(以下「窓口」という。)を設置する。ただし、生徒・学生にあっては、担任教員を通じて窓口が公益通報等に応じる。

2 窓口を利用して公益通報等を行うことができる者(以下「教職員等」という。)は、次の各号の者とする。

- (1) 本法人の教職員及びその退職者
- (2) 本法人に勤務する派遣労働者
- (3) 本法人の取引業者
- (4) 本法人の生徒・学生

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報及び公益通報に関する相談は、電話、電子メール、FAX、文書又は面会で行うものとする。

(禁止事項)

第4条 教職員等は、虚偽の通報や不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的を持って公益通報等を行ってはならない。

(相談への対応)

第5条 窓口担当者は、教職員等から法令違反等の行為に関する相談を受けた場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(通報への対応)

第6条 担当部は、教職員等から法令違反等の行為に関する通報を受けた場合は、速やかに調査を開始しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

(調査の実施)

第7条 担当部は、法令違反として通報された事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他適切な方法により調査を行うものとする。

2 理事長は、通報された事項に関する事実関係を調査するために委員会を設置することができる。

3 各部署の長及び教職員等は、通報された内容の事実関係の調査に際して、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

4 調査実施にあたって専門性を要すると判断された場合には、外部の専門家に意見を求めることができる。

(遵守事項)

第8条 担当部長及び窓口担当者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。

(2) 担当部署や調査対象者の業務の遂行に著しい支障を与えてはならない。

(3) 常に公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施しなければならない。

(4) 個人情報保護に努め職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしてはならない。

2 窓口担当者、調査担当者は、その職を離れた場合であっても、前項に定める事項を遵守しなければならない。

3 窓口担当者、調査担当者その他公益通報等処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(報告等)

第9条 担当部は、公益通報等の事案処理にあたっては、個人情報の保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況と調査結果を理事長に適時報告しなければならない。

(是正措置の実施)

第10条 理事長は、調査の結果、法令違反等の行為が確認された場合は、速やかな是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 11 条 理事長は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、降格、派遣契約の解除、その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(通報者への通知)

第 12 条 公益通報等を行った教職員等に対しても通報等の受理、当該通報対象事実の有無、法令違反等の行為が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。

(軽減措置)

第 13 条 法令違反等の行為に関与していた教職員等が、担当部がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該教職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することができる。

(事後確認)

第 14 条 担当部は、是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 法令違反の再発がないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
- (3) 公益通報等を行った教職員等への不利益な取扱いがないこと。

(事務処理)

第 15 条 この規程に関する事務は、法人本部総務部が担当する。

(改 廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。